

幌加内町サテライトオフィス設置条例

(設置)

第1条 この条例は、情報通信技術の活用により新たに起業をしようとする者等を支援することで、町内での産業の創出や就労機会の拡大を推進し、地域経済の活性化を図るため、幌加内町サテライトオフィス（以下「オフィス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 オフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|----------|---------------------------------------|
| ほろみんラウンジ | 雨竜郡幌加内町字幌加内4699番3 幌加内町民研修センター内 |
| まどかラウンジ | 雨竜郡幌加内町字朱鞠内4884番1 幌加内町ふれあいの家「まどか」内 |

(事業)

第3条 オフィスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) テレワークを推進するための施設、設備等の提供に関すること。
- (2) 情報通信技術を活用した起業、産業の創出及び就労機会の拡大に関すること。
- (3) 地域との交流に関すること。
- (4) その他、町長が必要と認める事業に関すること。

2 町長は、前項に掲げる事業の一部又は全部を必要に応じ、委託することができる。

(管理運営)

第4条 町長は、オフィスを常に良好な状態において管理運営し、その設置目的に応じた最も効率的な運用をしなければならない。

2 町長は、前項に掲げる管理運営の一部又は全部を必要に応じ、委託することができる。

(使用の申請及び許可)

第5条 オフィスを使用とする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ町長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の申請に対し許可相当と判断したときは、使用者に対し許可をしなければならない。許可を受けた事項の変更許可をしようとするときも、同様とする。

3 町長は、オフィスの管理運営上、必要があるときは、条件を付すことができる。

(使用期間)

第6条 オフィスの使用期間は、1年以内とする。ただし、オフィスの使用者が使用

期間の延長を希望する場合は、あらかじめ町長に1年以内の使用期間の延長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し許可相当と判断したときは、使用者に対し使用期間の延長の許可をすることができる。

(許可等の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、オフィスの使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) オフィスの施設、附属設備等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。

(4) 他人の迷惑又は危害を及ぼすおそれがあるとき。

(5) その他、オフィスの管理上適当でないと判断したとき。

2 オフィスの休館日は、12月31日から翌年の1月5日までの間とする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この期間中であっても使用を許可することができる。

3 オフィスの使用時間は、午前9時00分から午後9時00分までとする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この使用時間以外にも使用をさせることができる。

(目的外利用等の禁止)

第8条 使用者は、第3条に規定する事業以外を目的としてオフィスを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表1及び別表2に規定するオフィスの使用料を、オフィスを使用する前日までに全納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に定めることができる。

2 町長は、公益上必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

(使用者の費用負担)

第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じたオフィス等の修繕等に要する費用

(2) オフィスに備え付けられている設備及び備品を使用する際に発生する実費相当額の費用

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が指定する費用

(使用許可等の取消し等)

第12条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、オフィスの使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) この条例若しくは、この条例に基づく規則の規定に違反し、又は町長の指示に従わないとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第5条第3項の条件に違反したとき。
- (4) 第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 第11条各号に規定する使用者が負担すべき費用を負担しないとき。
- (6) 現に使用者が相当数あって、他の使用者に対し不利益を与えると判断したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項に規定する使用許可等の取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、それに対し賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第13条 使用者は、オフィスに備え付けられている設備のほかに、特別の設備又は変更を加えようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 町長は、オフィスの管理運営上必要があると認めるときは、幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年条例第9号）の規定に基づき、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にオフィスの管理を行わせることができる。

2 前項の場合における第4条、第5条、第6条、第7条、第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中、「町長」とあるのは「指定管理者」と、第9条、第10条及び別表「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 前条第1項の規定により指定管理者にオフィスの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) オフィスの設置目的を効果的に達成するための事業に関する業務
- (2) オフィスの良好な維持管理に関する業務
- (3) オフィスの受付及び使用の許可等に関する業務
- (4) 前各号に定めるもののほか、オフィスの運営に関する事務のうち、町長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務

(利用料金の収入)

第16条 町長は、オフィスの管理を第14条の規定により、指定管理者に行わせる場合において適当と認められるときは、指定管理者にオフィスの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金の額は、別表1及び別表2に掲げる額の範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとし、変更する場合も同様とする。

(原状回復)

第17条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第12条第1項各号に規定する使用許可の取消し等があったときは、当該使用場所を直ちに原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又はその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理しなくなった施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りではない。

3 町長は、前2項の規定により直ちに原状に回復されないと認めるときは、使用者又は指定管理者の物品を移動及び処分し、並びにそれらに要した費用を当該使用者又は当該指定管理者から徴収することができる。

4 前項の規定により、使用者又は指定管理者の物品の移動及び処分した場合において、当該使用者又は当該指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(損害賠償等)

第18条 オフィスの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 町長は、前項の場合において、当該損害を避けることのできない事故、その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、オフィスの管理運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第2条中「まどかラウンジ」、別表1及び別表2中「まどかラウンジ」全区分については、令和5年12月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

長期使用者 使用料（一席当たり：円）

| 使用期間 区分 | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | 12ヶ月 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| ほろみんラウンジ 個室ブース以外 | 11,000 | 26,400 | 39,600 | 79,200 |
| まどかラウンジ 個室ブース以外 | 8,800 | 21,100 | 31,700 | 63,400 |

別表2（第9条関係）

短期使用者 使用料（一席当たり：円）

| 使用時間 区分 | 1時間まで | 3時間まで | 5時間まで | 5時間以上 |
|---------------------|-------|----------------------|-------|-------|
| ほろみんラウンジ フリースペース | 200 | 360 | 500 | 720 |
| まどかラウンジ フリースペース | 150 | 270 | 380 | 540 |
| ほろみんラウンジ 個室ブース | 250 | 450 | 630 | 900 |
| まどかラウンジ 個室ブース | 200 | 360 | 500 | 720 |
| ほろみんラウンジ オフィス貸切 | 2,560 | ※1時間貸切の総額（個室ブースを含む。） | | |
| まどかラウンジ オフィス貸切 | 2,280 | ※1時間貸切の総額（個室ブースを含む。） | | |